

2024年4－6月期四半期別GDP速報（1次速報値） における推計方法の変更等について

令和6年7月26日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 2020年基準「企業向けサービス価格指数（SPPI）」の反映について

2024年6月に日本銀行より公表された2020年基準「企業向けサービス価格指数（SPPI）」について、2024年4－6月期四半期別GDP速報（1次速報値）から反映させる。

このうち、従前は適当な物価指数が存在しないため、代替的な物価指数を対応させていた「旅行・その他の運輸附帯サービス」及び「特許等サービス」については、それぞれ新規品目である「旅行サービス」及び「知的財産ライセンス」の指数を採用するなど、2020年基準SPPIにおいて改廃があった品目等を反映させる¹。遡及期間は、2020年1－3月期以降とする。

なお、2020年基準SPPIを反映した、国民経済計算における「平成27年基準 基本単位デフレーター 品目対応価格指数一覧（令和6年7月時点）」については、下記を参照されたい。

「平成27年基準基本単位デフレーター品目対応価格指数一覧（令和6年7月時点）」

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h27benchmark/pdf/chap_8-2.pdf

2. 季節調整について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数は、2023年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、速報期間である2023年1－3月期以降の期間について、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論²を踏まえ、当面の間、外れ値の判定に用いる信頼区間を95%から99%に変更したうえで加法型異常値処理のダミー変数を設定する³。設定したダミー変数については、毎回の四半期別GDP速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間（2023年1－3月期以降）の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、2023年国民経済計算年次推計を反映する2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）において、再度検証する⁴。

¹ 新規品目のうち「企業内研究開発」及び「サードパーティロジスティクス」については、JSNA2020年基準改定において対応を検討する。

² 統計委員会第35回国民経済計算体系的整備部会 資料2（令和5年10月30日）参照。
（https://www.soumu.go.jp/main_content/000909145.pdf）

³ 2022年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、速報期間である2022年1－3月期以降の期間について、先験的な形では設定せず、各速報推計時点で、X-12-ARIMAの予測系列から外れ値となる場合に暫定的なダミーを設定していた。具体的には、2022年1－3月期以降の各期において、その前期を起点とした予測系列で95%信頼区間を外れた場合に、加法型異常値処理のダミー変数を設定していた。

⁴ 各期の2次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2024年7－9月期四半期別GDP速報（1次速報値）までは変更しない。2024年1－3月期四半期別GDP速報（2次速報（改定値））において設定した速報期間（2023年1－3月期以降）のダミー変数については、2024年1－3月期四半期別GDP速報（2次速報（改定値））「結果の概要」資料を参照。

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2024/qe241_2/pdf/gaiyou2412r.pdf）

3. R & D（研究・開発）の産出額について

R & Dの市場生産者分の産出額は、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、直近で利用可能となる「全国企業短期経済観測調査」（短観）（日本銀行）における研究開発投資額等に基づき推計を行っている。

また、非市場生産者である対家計民間非営利団体分及び一般政府分のR & D産出額は、直近の第一次年次推計値を、トレンドで延長推計して当年度値を求めた上で、前年度のパターンで四半期分割して推計している。

今期の四半期別GDP速報における2023年度及び2024年度中の各四半期におけるR & Dの産出額（市場生産者分計）の推計値は、表1のとおりとなる。

（表1）市場生産者（民間企業・公的企業合計）分のR & D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（%）
2023年度	17.5	5.3
4－6月期	4.2	5.2
7－9月期	4.3	5.0
10－12月期	4.4	5.6
1－3月期	4.6	5.3
2024年度	18.7	6.5
4－6月期	4.5	6.5
7－9月期	4.6	6.5
10－12月期	4.7	6.5
1－3月期	4.9	6.5

（注）名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

また、2024年度中の各四半期におけるR & Dの産出額（非市場生産者分計）の推計値は、表2のとおりとなる。

（表2）非市場生産者（対家計民間非営利団体・一般政府合計）分のR & D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度（同期）比 伸び率（%）
2024年度	3.8	0.0
4－6月期	1.0	0.0
7－9月期	0.9	0.0
10－12月期	1.0	0.0
1－3月期	0.9	0.0

（注）名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

4. 2023年度の政府最終消費支出（中間投入）の中央政府分について

速報期間における政府最終消費支出（中間投入）の中央政府分については、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、該当する物件費の予算等により推計を行っているが、今期の四半期別GDP速報においては、2023年度（令和5年度）分について、「予算使用の状況」（財務省）の令和5年度第1～4四半期の支出済歳出額を反映して推計する⁵。

⁵ この影響により、2023年度の政府最終消費支出（名目原系列）は、0.7兆円程度下方改定となる見込み。

5. 高等学校等の授業料の無償化の扱いについて

2024年度より、東京都において高等学校等の授業料支援の所得制限が撤廃（授業料実質無償化）された。高等学校等の授業料の無償化について、今期の四半期別GDP速報においては、これまでと同様、無償化による家計最終消費支出の減少分を、一般政府または対家計民間非営利団体の最終消費支出に計上する⁶。

(以上)

⁶ 「SNA(国民経済計算)HPのQ&A更新について(「高等学校授業料サービスの扱い」等)」(平成22年5月10日)を参照。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2010/pdf/faq_15.pdf)